

中小企業経営改善緊急支援事業 (最低賃金ステップアップ補助金)

コロナ禍の中、最低賃金の引上げが重なり経営環境が厳しさを増している中小企業・小規模企業等の皆様を支援します。

対象者

与謝野町商工会の中小企業応援隊員の支援を受けている、次の①～③を全て満たす中小企業・小規模企業等

- ① 日本国内の事業場で所属する労働者が100人以下であること。
- ② 京都府最低賃金の改定(令和3年10月1日付け)に伴い事業場内最低賃金の引き上げを実施済若しくは補助対象事業取組期間内に実施予定であること。
- ③ 引き上げた事業場内最低賃金と京都府最低賃金の差額が30円以内であること

ただし、令和3年度中小企業知恵の経営ステップアップ事業の採択事業者は対象外

受付期間

令和3年10月22日(金)から令和3年11月19日(金)まで

補助上限額・補助率

※予算の範囲内で交付のため採択された場合でも補助率が下がる場合があります。

小規模企業※

補助上限額 **20万円**
補助率 **2/3**

※常時使用する従業員数が20人以下(卸売業・小売業・サービス業にあっては5人以下)の事業者

中小企業(小規模企業除く)

補助上限額 **30万円**
補助率 **1/2**

補助対象経費の具体例

- ◆ 経営改善計画遂行に向けた取組、商品の販売促進の取組に係る経費など
 - ・ 展示会出店費用、ブース造作料
 - ・ 新聞折込み、チラシ作成、ホームページ作成に係る経費
 - ・ 新聞、広報誌等掲載に係る経費
 - ・ 集客増加を目指す事務所等の修繕経費・備品等の購入経費
- ◆ 省エネルギー対策等のコストダウン対策に関する経費
 - ・ 作業効率を大幅に向上させる機器導入や省エネ効果のある機器等への更新など
- ◆ 固定客を生み出すような商店街の実施するイベント経費など
 - ・ 売り出し等チラシ、イベントなどの粗品に係る経費

補助対象となる経費は、令和3年8月1日以降に事業開始(契約・発注)した取り組みに必要な経費で、交付決定後から令和4年1月31日までに請求・支払い行為が完了するものです。

(申請・お問合せ)

与謝野町商工会(京都府中小企業応援隊) TEL: 43-1020 FAX: 42-0737